

【後期第6問】

暴力団員Xは、同じ組員であったYと共に、覚せい剤取引を口実に、対立抗争中の暴力団に所属するAを誘きだして殺害し、覚せい剤を奪う計画を立てた。

令和4年1月31日、Yは、Aに対して、覚せい剤の買い手がいるように装って、覚せい剤の取引を申込み、Aから覚せい剤3kgを売る旨の返事を得た上、XとT駅付近で合流した。Yは、Xに対して、Aを近くのPホテルの302号室に呼び出し、Yがその部屋に入り、覚せい剤を取った後、Xが入れ替わりで302号室に入ってAを銃で殺害するよう指示し、ナイフ(刃渡り15cmのサバイバルナイフ)を渡した。

令和4年2月3日午後10時、Yはホテルの302号室にAを案内し、同人の持参した覚せい剤を見て、その値段を尋ねたりした後、買主と話をしてくると言って、いったんXのいる307号室に行き、あら302号室に戻り、Aに対して、「先方は品物を受け取るまで金はあげないと言っている」と告げると、Aは「なら、これあんたに預けるわ」と言って、Yに覚せい剤を渡した。Yはこれをもって307号室に向かい、中で待機していたXに少し時間をおいてから302号室に向かうように指示した上、覚せい剤を持参したバックに詰め込み、靴に履き替えるなどしてから、ホテルを飛び出し、前記T駅付近でタクシーを拾って逃走した。Xは、Yが出て行ってから5・6時間ほど時間をおいて302号室に入り、Aを全力で刺したが、Aが防刃チョッキを着ていたため、重傷を負わせることはできず、全治3週間の胸部骨折を負わせるにとどまった。

以上の事実関係の下、Xの罪責を検討せよ。なお、特別法違反については検討する必要がない。

参考判例：最高裁昭和61年11月18日第一小法廷決定判時1216号142頁